指定短期入所生活介護
ショートステイ　そ　ら
運営規程

有限会社　アタカンテ

（事業の目的）

第１条　有限会社アタカンテが開設する「ショートステイそ　ら」（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条　従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称）

第３条　　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　ショートステイ　そら

２　所在地　秋田県にかほ市田抓字明後田 47 番地 4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　1 名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

２　医師　1 名（嘱託）

医師は、利用者に健康の状態に注意するとともに、健康維持のため適切な措置をとる。

３　生活相談員　1 名

生活相談員は利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、その他必要な助言その他援助を行う。

４　看護職員　1 名

看護職員は、利用者に健康の状態に注意するとともに、健康維持のため適切な措置をとる。

５　介護職員　12 名

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実の資するように、適切な介護を行う。

（利用定員）

第５条　　利用定員は 2 ユニット 20 名とする。

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次の通りとする。

１．　生活指導（生活援助等）

２．　機能訓練（日常動作訓練）

３．　介護サービス

４．　健康状態の把握

５．　送迎サービス

６．　給食サービス

７．　入浴サービス

８．　洗濯サービス

９．　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第７条　事業所は法定代理受領サービスに該当する（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際には利用者から利用料の一部として、当該入所生活介護サービスについて、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業所に支払われる短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受ける。これは厚生労働大臣が定める各種加算も同様である。

②　事業所は、法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と（介護予防）短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないよう利用料の額を設定する。

③　事業所は前２項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて如何に定める額の支払いを受けることができる。

１．　食事の提供に要する費用　１日　１，３５０円

内訳　朝食　４５０円　昼食　４５０円　夕食　４５０円

ただし、医師の指示等による療養のために要する費用を含むものとする。また、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

２．　滞在に要する費用　１日　１，５００円

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

（負担限度額一覧）※負担限度額の金額は厚生労働大臣の定める基準額に準じます。

利　用　者　負　担　段　階		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
ユニット型個室	居住費	820 円	820 円	1310 円	1310 円
短期入所サービス	食費	300 円	600 円	1000 円	1300 円

３．美容師による理美容代　１回あたり　　実費

４．（介護予防）短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担されることが適当と認められるもの。

④　第１項から第 3 項に規定する（介護予防）短期入所生活介護サービス提供にあたっては、入居者又は身元

引受人（家族等）に対し、その費用及び費用についてあらかじめ説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、にかほ市、由利本荘市（旧西目町、本荘市）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第９条　（介護予防）指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

１．　健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。

２．　機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。

３．　浴室を利用する際には、その旨申し出ること。

４．　第１４条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（虐待防止・身体拘束の適正化の取り組み）

第１０条　１．事業所は利用者本人又は他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的　拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

２．前号の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

３．虐待等は行わない。また虐待行為があった場合や見つけた場合には必要な措置を講じると共に関係行政機関に通報する。

４．日常のサービス提供の中で虐待が行われていないか、不適切な身体拘束が行われていないか、虐待に繋がる不適切なサービス提供がないかを 3 カ月に 1 度以上身体拘束適正化委員会、または虐待防止委員会を開催し評価を行い、その改善を行う。

５．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止および身体拘束適正化のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

６．虐待防止および身体拘束の適正化の責任者は法人の代表取締役とする。

（苦情処理）

第１１条　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

② 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示を求め、又は市町村職員からの質問、紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

③ サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合はそれに従い改善を行う。

（衛生管理等）

第１２条　事業所は、（介護予防）指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　事業所は、（介護予防）指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生しまたはまん延しないように次の号に掲げる措置を講じるものとする。

①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第１３条　従業者は、（介護予防）短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（災害対策等）

第１４条　従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

②　管理者は、防火管理者を選任する。

③　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

④　防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、この計画に基づき、毎年 2 回、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

⑤　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメントの防止）

第１６条　事業所は、適切な（介護予防）指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

② 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し漏洩しない。

③ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする

④ 事業所は、（介護予防）指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アタカンテと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日、第 7 条（利用料等）③-１食事の提供に要する費用変更

平成 27 年 12 月 1 日　第 7 条（利用料等）③-2 滞在に要する費用変更

令和 3 年 10 月 1 日　第 7 条（利用料等）③-1、食事の提供に要する費用変更

令和 3 年 10 月 1 日　第 7 条（利用料等）③-2　滞在に要する費用変更

令和 6 年 4 月 1 日　第 7 条（利用料等）③-1　食事の提供に要する費用変更

令和 6 年 4 月 1 日　　③-2　滞在に要する費用変更

令和 6 年 4 月 1 日第 10 条（虐待防止・身体拘束の適正化に取り組み）追加

令和 6 年 4 月 1 日第 12 条（衛生管理等）追加

令和 6 年 4 月 1 日第 14 条（災害対策）⑤追加

令和 6 年 4 月 1 日第 15 条（(業務継続計画の策定等）追加

令和 6 年 4 月 1 日第 16 条（ハラスメントの防止）追加

令和 6 年 4 月 1 日第 17 条⑤⑥⑦追加